

名古屋市高齢者日常生活支援研修同等認定取扱規程

1 趣旨

名古屋市における介護予防・日常生活支援総合事業の生活支援型訪問サービス提供体制の充実を図るため、非営利法人等が名古屋市高齢者日常生活支援研修と同等の研修を実施する場合は、その研修の受講生も生活支援型訪問サービスの担い手として登録することを認めるもの。

2 要件

次の（１）法人要件と（２）その他要件のいずれも満たすこと。

（１）法人要件

過去１年間に、認定を受ける法人として適格性を欠くと考えられる行政処分、勧告、命令を受けていない法人で次のどちらかの要件を満たすこと。

ア ５年以上訪問介護又は小規模多機能型居宅介護の事業を実施しており、かつ、名古屋市の生活支援型訪問サービスの事業を実施していること。

イ 介護職員初任者研修、実務者研修又は生活援助従事者研修を実施していること。

（２）その他要件

次のいずれも満たすこと。

ア 当該年度の名古屋市高齢者日常生活支援研修のカリキュラムと同等の研修であること。（別紙参照）

イ 受講者から、受講料（テキスト代等の実費を含む。）を徴収する場合は、適正な金額であること。

ウ 受講者については、法人内部の者に限らず、広く受け入れること。

3 認定手続き

（１）認定申請

認定の申請は、高齢者日常生活支援研修同等認定申請書（第1号様式）に次の各号に規定する書類を添えて行うこと。なお、申請書類の受付には名古屋市との協議が必要であるため、申請書類は持参すること。

ア 法人代表者の原本証明のある法人の定款写し又は履歴事項全部証明書

イ 講師の略歴や職種も記載のある研修カリキュラム表

（以下「カリキュラム表」という。なお、当該研修が未実施の場合は案とする。）

ウ 直近の募集要項と応募申請書様式

（以下「募集要項等」という。当該研修が未実施の場合はそれぞれの案とする。）

エ 修了証書様式

オ 上記２（１）イに該当する場合は、研修実施機関指定通知の写し

(2) 認定

市長は、申請のあった研修が本市研修と同等と認められる場合は、申請法人に対し高齢者日常生活支援研修同等認定書（第2号様式）を交付する。

(3) 受講者の募集

認定を受けた法人（以下「認定法人」という。）は、同等認定を受けている旨を明示した上で当該研修の受講生を募集すること。

(4) 研修の実施

認定法人は、3（1）イに規定するカリキュラム表に基づき研修を実施すること。

なお、特段の事情によりカリキュラムを変更して実施する場合は、事前に市長の承認を得ること。

(5) 修了証書の交付

認定法人は、カリキュラムを修了した者に対し3（1）エに規定する修了証書を交付し、併せて修了者名簿（氏名、生年月日及び住所は必須項目とする。）を作成し、保管すること。

(6) 修了者の報告

認定法人は、各回の研修修了日から10日以内に、市長に対し3（5）に規定する修了者名簿を提出すること。また、当該年度内に、各回の、申込者数、修了者数及び最年少・最高齢の年齢と、各回及び当該年度の平均年齢、その他本市の指定する項目についても報告すること。

なお、年齢については、研修の初回日程日における年齢とする。

(7) 翌年度以降の認定手続き

認定法人は、翌年度以降も引き続き認定を希望する場合は、高齢者日常生活支援研修同等認定継続依頼書（任意様式）に、3（1）イに規定するカリキュラム表及び3（1）ウに規定する募集要項等を添えて提出するものとし、それを受けて市長が引き続き認定する場合は、3（2）に規定する高齢者日常生活支援研修同等認定書（第2号様式）を引き続き有効とする。

4 その他

個人情報の取り扱いには十分留意すること。

研修の実施に際して、名古屋市が確認のため現地に赴くことがある。

附 則

この取扱規程は、平成28年7月7日から施行する。

附 則

この取扱規程は、平成29年2月3日から施行する。

附 則

この取扱規程は、平成 31 年 3 月 15 日から施行する。